

京都市告示第 5 5 4号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第 2 条の規定に基づき、建築基準法第 4 2 条第 2 項に規定する道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第 4 条の規定に基づき告示します。

また、これにより、建築基準法第 4 2 条第 2 項の規定による道路（昭和 2 5 年 1 2 月 8 日指定 京都府告示第 8 2 0 号）の指定の一部を取り消しましたので、併せて告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和 4 年 2 月 4 日

京都市長 門 川 大 作

1 承認事項

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	申請者
第 6047 号	令和 4. 1. 28	メートル 4. 00	メートル 43. 59	京都市南区八条源町 4 5 番, 4 5 番 1, 4 5 番 2, 4 5 番 3, 4 5 番 4, 4 5 番 5 及び 4 5 番 7 の各一部	プラチナビット株式会社 代表取締役 源 英樹

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日以外の日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(都市計画局建築指導部建築指導課)